

別紙
国 自 審 第 2150 号
令 和 8 年 1 月 9 日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿
一般社団法人日本自動車部品工業会会長 殿
一般社団法人日本農業機械工業会会長 殿
一般社団法人日本産業車両協会会長 殿
一般社団法人日本建設機械工業会会長 殿
一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長 殿
一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「装置型式指定実施要領について(依命通達)」等の一部改正について(依命通達)

今般、「装置型式指定実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号)、「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)、「共通構造部型式指定実施要領について(依命通達)」(平成28年6月30日付国自審第534号)、「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領について(依命通達)」(平成28年6月30日付国自審第535号)、「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1255号)、「自動車の特定改造等の許可実施要領について(依命通達)」(令和2年8月5日自審第738号)及び「自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について(依命通達)」(令和2年8月5日付国自審第737号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。